

ŧ	くじ
	\ <i>h</i>
Н	乄

1	はじめに	1
2	福祉のまちづくりとは	2
3	ふくし 福祉のまちづくりを 進めるために 必要なこと	3
4	たでもの 建物を 建てようとするときに 考えること	17
5	たでもの かんり 建物を 管理するときに 考えること	25
6	ばりぁふり‐ほう ふくし バリアフリー法と 福祉のまちづくり 条例の 手続きが	
	必要な 施設について	33
7	ばりぁぁり‐ほう ふくし バリアフリー法と 福祉のまちづくり 条例を	
	まも 守らなければいけない 建物の 用途と 規模	34
8	ばりぁゞり‐ほう ぶくし バリアフリー法と 福祉のまちづくり 条例を	
	まも とりょく ひつょう ようと ま 原 守る 努力が 必要な 用途と規模	37
9	じぜんきょうぎ ひつよう たてもの ようと き ぼ 事前協議が 必要な 建物の 用途と 規模	39
1 (pháp s in lé j lé	42
さんこ 参え	っ うにした資料	46

1 はじめに

平成28年4月に 作成し 平成29年12月に 一部 見直しをした で成29年12月に 一部 見直しをした 大阪府 福祉の まちづくり 条例 ガイドライン (以下「ガイドライン」と 略します。) では バリアフリー法と 大阪府 福祉の まちづくり 条例が定めた 基準や 望ましい 配慮に ついて 説明しています。

なお ガイドラインとは 一般的に 日本語では 「指針」「指標」と 言われています。

2 福祉のまちづくりとは

福祉のまちづくりとは すべての人が 安心して 自由に 出かけられる まちづくりのことです。

大阪府では すべての人が 自由に移動でき 自分らしく 社会に たんか おっことができる 「福祉のまちづくり」を 進めるため で成 5年4月に 「大阪府 福祉のまちづくり 条例 (以下「福祉のまちづくり条例)」と 略します。)」を 作りました。

現在 国が定めた 「高齢者、障害者等の 移動等の 円滑化の 促進に 関する法律(以下「バリアフリー法」と 略します。)」とともに 安全で使いやすい 建物を 建てるときに 守らなければいけない基準を 作りすべての人が 出かけやすい まちづくり 使いやすい まちづくりを 進めています。

3 福祉のまちづくりを 進めるために 必要なこと

A さまざまな人への 理解

^{しゃかい} 社会には さまざまな人が 生活しています。

お年寄りや 障がい者だけでなく 妊娠している人や 子どもを連れている人 けがをしている人 外国人など 日本語がよくわからない人もいます。

すべての人が 安心して 自由に出かけられるよう 困っていることを 理解し さまざまな人が 社会に 参加できるよう まちづくりを 進めることが 大切です。



っき へっ し が 次のページの図は さまざまな 「困っている人」について まとめたものです。

すべての人 「動くこと」に困っている人 ・車 いすを使っている人 ・お年寄り · 杖を使っている人 「見ること」に 「伝えること・理解すること」に 困っている人 ・ 曽がまったく見えない人 ・日本語がよくわからない人 · 曽が見えにくい人 · 声が出にくい人 ・お年寄り など * 知的障がいのある人 など 「聞くこと」に 困っている人 ·耳がまったく聞こえない人 ・耳が聞こえにくい人 ・お年寄り など

まちづくりや 建物における ユニバーサルデザイン

(イ) ユニバーサルデザインとは

^{ゅ に ぱ - さ る で ざ い ん} ユニバーサルデザインは はじめから すべての人が 使いやすいよう まちを で デザインする 考え方のことです。

(ロ) ユニバーサルデザインの 7つの決まりごと

ユニバーサルデザインは アメリカ人の ロナルド・メイスさんが eraction これでは、 アメリカ人の ロナルド・メイスさんが eraction これでは、 eraction これでは、 ロナルド・メイスさんが eraction これでは、 er

ユニバーサルデザインが 正しく理解されるために 次の 7つの決まりごとが 示されています。

- (1) すべての人が 公平に 使えること
- (2) 自由に 使えること
- (3) 使い方が 簡単で すぐ わかること
- (4) **必**要な 情報が すぐ わかること
- (5) うっかり まちがえたり 危険に つながらない デザインであること
- (6) 少ない力でも 楽に 使えること
- (7) 近寄ったり 使ったりしやすい 場所の 大きさにすること

(ハ) ユニバーサルデザインを 実現させるために

まちづくりや 建物における ユニバーサルデザインを 実現するためには 次の5つのことが 必要です。

- (1) 特別なものとしない
- (2) 建物を 使う人の 意見を 聞く
- (3) **建物を 使う人の** 困っている内容を 理解する
- (4) **人の意見を** よく聞いて 話し合う
- (5) **建物が** 完成したあとも より使いやすくするために 見直しをする

(二) ユニバーサルデザインは 建物を つくる過程を 大切に

ユニバーサルデザインでは 建物を建てるときに 建物を使う人や 建物を建てるとしています。

すべての人が 使いやすい施設とするため 建物が完成した終も よりよい たてもの するため 見直しをすることが 大切です。 この作業を 「スパイラルアップ」といいます。

プラブ ず す ぱ い ら る あ っ ぷ じゅんばん あらわ 次の図は スパイラルアップの 順番を 表します。



どんな建物を 建てるか みんなで 計画を立てる

(1)



(4)

^{たてもの} **建物を もっと**

使いやすくするために

^{みなお} 見直しをする (2)

つくった計画を もとに

たてもの た **建物を 建てる**



(3)

たがまた。 たてもの 完成した 建物が

使いやすいか 確かめる



(ホ) ユニバーサルデザインに 取り組んだ例

写真 1 から 写真 7 は ユニバーサルデザインに 取り組んだ事例を 紹介しています。

◆写真1は ショッピングモールの 写真です。

意うかの 左側は 吹き抜けに なっています。 るうかの 右側は お店が 並んでいて 建物を訪れる人が わかりやすい 空間に なっています。

◆写真 2 は トイルの前の 写真です。 「特性にようといれた」 女性用トイルなどの ま一クが 大きく 壁から 突き出す ように 描かれており 遠くからでも 見つけやすくなります。

子どもや 外国人など 日本語が よくわからない人も 使うことができます。

(写真 1)



(写真 2)



◆写真3は トイレの中の 写真です。

(るま 車 いすを使っている人や 子どもを 連れている人も使えるよう トイレの 価室の大きさを 少し 広くしています。

(写真3)





(写真5)



◆写真6は 駅のホームの 写真です。 で心にでする 時間や 行き先を 電車が到着する 時間や 行き先を 文字で 表示しています。 文字で 表示すると すが 不自由な 人にも 伝えることができます。



おな しないよう おんせい 家内することで 第内することで 10 の不自由な人にも 伝えることが できます。

(写真 7)

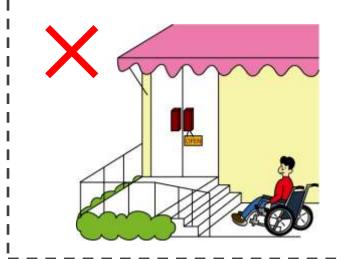


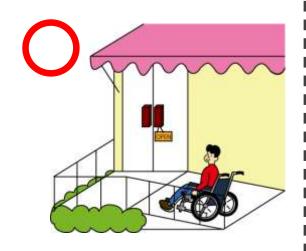
(へ) これからの取り組み

バリアフリー化とは すべての人が 使いやすいよう 建物を 整備することです。

_{ばりあるりーかのれい} バリアフリー化の例

_{だんさ} 段差を なくすと 車いすを使っている人も 使えます。





観光客が 訪れる 建物や 災害が 起こったときに 避難する 建物などは これから さらに バリアフリー化を 進める 必要が あります。

観光客が「大阪に 来てよかった」 「もう一度 来てみたい」と 思えるよう ばりゅう プリー化を 進めることが 大切です。

◆災害が 起きたときに 備える バリアフリー化

また お年寄りや 障がい者などは 自分の力だけで 避難することが 難 しいことがあります。

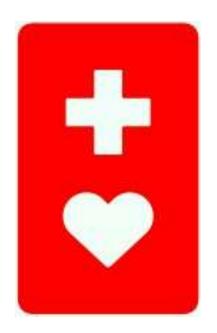
そのため 少しでも 避難しやすく するために まちの バリアブリー化を 進める 必要が あります。 心の バリアフリーとは 困っている人のことを わかりあい 必要であれば 手助けなどを することです。

ずかに出かけるときには次の (イ)・(ロ) に気をつけましょう。

(イ) おたがいを わかりあい 大切にしましょう

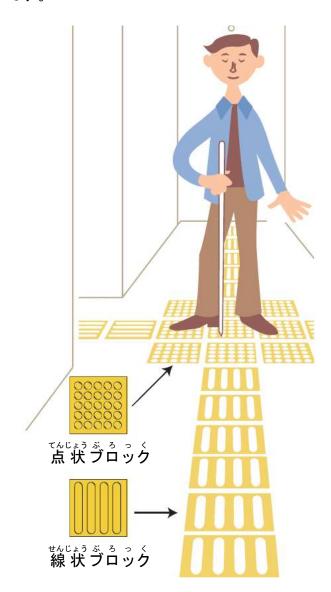
- (2) あなたの まわりで $\overline{ B}$ っている ζ がいたら $\overline{ \zeta }$ がいたら 「何かお手伝いしましょうか?」と $\overline{ E}$ を かけてみてください。 あなたの ちょっとした 手助けが $\overline{ B}$ っている ζ の ζ でしたちます。

 $^{\hat{}}$ へ $^{\hat{}}$ $^{\hat{}}$



(ロ) みんなが 気持ちよく 使えるようにしましょう

- (1) 建物に近いからという 理由だけで 車 いすを使っている人用の **駐車場を使っていませんか**?
- (2) 車 いすを使っている人用の トイレを 必要がないのに 使っていませんか?



障がいを 理由として 正しい 理由もなく サービスを しないことや たっぱい である である しないことや では がいに 合わせた 必要な 工夫を しないことは 差別になります。

例えば $^{\circ}$ がい者が お店に 入ろうとしたときに $^{\circ}$ 車 いすに 乗っていることを 理由に 断っては いけません。

ります。 まょう ままずに 渡しては いけません。 書類を 読まずに 渡しては いけません。

「障害者差別解消法」に 基づき すべての人が 安心して 自由に で出かけられる「福祉の まちづくり」を 進めていきます。

4 建物を 建てようとするときに 考えること

A 建物を 使う人のことを 考える

たてもの た たてもの でか ひと かず たてもの 建物を 建ってようとするときは 建物を 使う人の数や 建物を

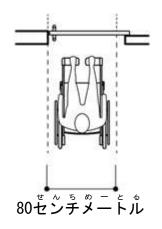
1ヶ月や 1年の間に 何回くらい使うかを 考えます。

また 良い 建物を 建てるためには 建物を 使う人の 考えを 聞くことが 大切です。

B 建物を 使う人のことを 考えた 例

(イ) 車いすを使っている人が 通ることのできる 通路の広さの 例

出入口の幅が 80センチメートルより 広いと $\mathbf{\dot{a}}$ $\mathbf{\dot{a}}$



(ロ) 松葉杖を使っている人が 通ることのできる 通路の広さの 例

通路の幅が 120センチメートルより 広いと

対を 使っている人は 通路を 通りやすくなります。



120センチメートル

(ハ) 白 杖 を使っている人が 通ることのできる 通路の広さの 例

っぅぅ はば 120センチメートルより 広いと

白 杖 を 使っている人は 通路を 通りやすくなります。

120センチメートル

白 杖とは 目の不自由な人が 道を 歩くときに

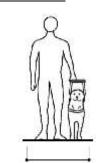
が ようす きけん し だいせつ どうぐ 道の様子や 危険を 知るための 大切な 道具です。

(二) **盲導犬と 歩いている人が 通ることのできる 通路の広さの 例**

^{みぎ} え め ふじゅう ひと もうどうけん 右の絵は 目の不自由な人が 盲導犬と

歩いているところを 前から 見た絵です。

通路の幅が 90センチメートルより 広いと もうどうけん 歩る 下でいる人は 通路を



90センチメートル

(ホ)色の違いが 分かりにくい人のことを 考えた 例

案内板を 設けるときに 注意すること

通りやすくなります。

- ・表示は 大きい文字や 絵を 使います。
- ・現在地が はっきりと 分かるように 背景を 白で囲みます。

(へ) 耳が不自由な人のことを考えた 窓口の 例

着の絵は 銀行などの 窓口の え 絵です。

- (1)お店に 来た人は 番号札を 取ります。
- (2) 順番が 来たら 窓口の 上に 番号が 表示されます。

また 同じ内容を 音声で 案内することで 目の不自由な人にも 案内することが できます。

(ト) 伝えること 理解することに 困っている人のことを 考えた 例

っき え こみゅにゖーしょんぽーど え 次の絵は コミュニケーションボードの 絵です。

**** お店などには コミュニケーションボードを 置いておきましょう。



(チ) さまざまな人のことを 考えた トイレの 例

を するときは 建物を 使う人に だじた 工夫をする必要が あります。建物を お年寄りが 使うのか 子どもが 使うのか 体の 不自由な人が 使うのかで 必要な設備は ちがってきます。

ここでは 工夫した トイレの例を 紹介します。

◆ 車 いすを 使っている人用の トイレの中に 赤ちゃんを 座らせる 椅子が あると 車 いすを 使っている人と 赤ちゃんを 連れた お母さんの 両方が そのトイレを 使うと 混むので 使いにくくなります。



◆ 車 いすを 使っている人用の トイレと 赤ちゃんを 座らせる 椅子がある トイレを 別々に 作ると 混まなくなります。





大阪府では お年寄りや 障がい者などが 使う 建物を 建てるときには ボリカ シリーほう 福祉のまちづくり 条例を 守らなければなりません。

ボリアフリー法や 福祉のまちづくり 条例で 決まっていないことでも すべての人が 建物を 自由に 安心して 使えるような 工夫は 進んで するように しましょう。

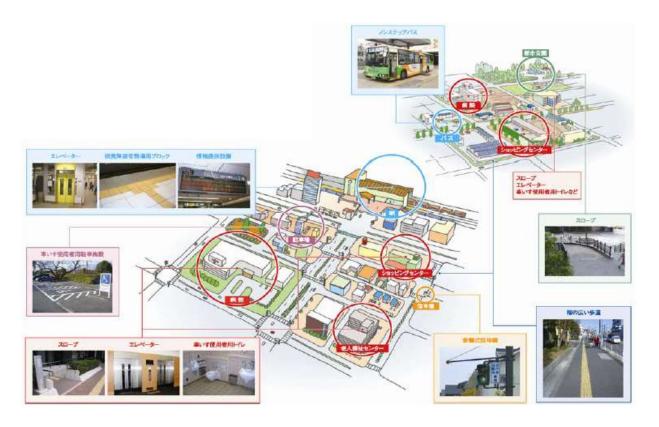
【例】

建物の 出入口に 段差がないと 車 いすを 使っている人でも 歩いてきた人と 同じ道を 通って 入ることができます。

建物の 出入口に 酸差があると、 単いすを使っている人は スロージを使わなければなりません。スロープは 出入口から 遠いところにあると 遠回りになってしまいます。

D 一体となって バリアフリー化を 進めましょう

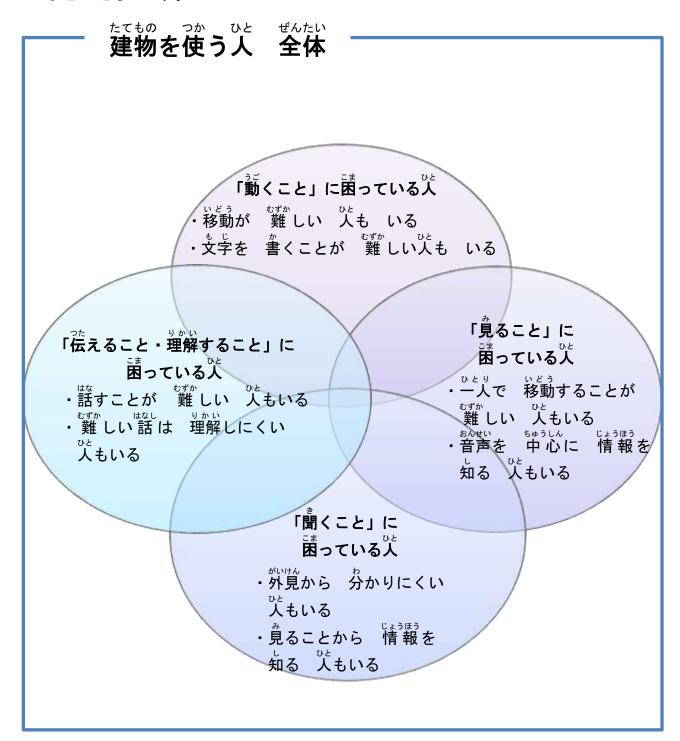
建物の 中の 段差を なくしても 建物に行く 道に 階段など 段差が あれば \mathbf{p} ないすを使っている人などは その建物に 行くことは できません。



たてもの かんり **5 建物を 管理するときに 考えること**

A 建物を 使う人が どんなことに 困っているか

次の 図は $4\stackrel{\circ}{\sim} -\stackrel{\circ}{\sim} = \stackrel{\circ}{\sim} = \stackrel{\circ}{\sim$



「困っている人」に対して どのように お手伝いを すれば よいかを まとめました。

- ◆「動くこと」に 困っている人に 対して
 - ・立って 話をすると 車 いすの人は 見下ろされているように 感じます。 しゃがんで 車いすの人の 目の高さを 合わせます。
 - ・車 いすを 押すなど お手伝いをするときは 「お手伝いしましょうか?」と ^{てえ} 声をかけてから お手伝いを します。
 - ・自分で 字を 書くことが 難しい人には どんなことを 書いてほしいのか 確かめて 代わりに 書きます。

なまえ か ぶぶん まわ わく 名前を 書く部分の 周りに 枠が あると 名前を 書きやすい 人もいます。

- ◆「見ること」に 困っている人に 対して
 - ・目の不自由な人に こちらから 声をかけます。

(目の不自由な人は 周りの ようすが わからないため 声を かけてもらわないと 会話が 始められないことが あります。)

·「こちら」「あちら」「これ」「それ」という 言葉は 使わないようにします。 「30センチメートル右」など くわしく 説明します。

- ・後ろから 声を かける人が います。 後ろから 声を かけられた人は 驚きます。前から 声をかけるように しましょう。
- ・色の違いが 分かりにくい人が います。パンフレットなどは 使う色を エ夫します。
- ◆「聞くこと」に 困っている人に 対して
- ◆「伝えること・理解すること」に 困っている人に 対して
 - ・短い文章で 「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明します。
 - ・具体的に 分かりやすく 説明をします。
 - ·子ども 扱 いを しません。
 - ・穏やかな ロ調で 声をかけます。

- ◆「その他のこと」で 困っている人に 対して
 - ・疲れやすい人に 対しては 疲れないような 応対を 心がけます。
 - ・内臓に 障がいなどが ある人は 疲れが たまり 集 中が できないなど かいけん 外見からは 分かりにくい 不便さが あることを 理解し 応対します。
 - ・たばこを 吸える 所と たばこを 吸えない 所を 分けるようにします。

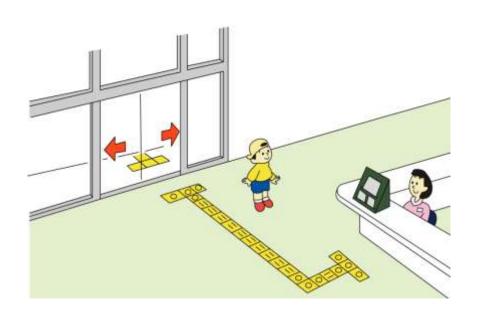
事業をする人は すべての人が 建物を 自由に 安心して使えるように 努力を しなければ いけません。

よいかを 学ぶことは すべての人が 自由に 安心して 使える 建物と なるために とても 大切なことです。

また **建物の** バリアフリー化が できていない ところが あっても 職員が

あんないじょ しょくいん たいおうれい **|案内所の 職員の 対応例**

- ·手話が できるようにする。
- * 音声による 案内だけでなく わかりやすいハンドブックを 配る。
- ・ゆっくりと 大きな 声で 話すように 心がける。



◆ 車 いすを使っている人が 電車に 乗る際の 事例

駅では 車 いすを 使っている人が 電車に乗るときは 電車と ホームの 間の すきまを うめる板を 用意し 駅員が 乗り降りの お手伝いを しています。

^{えきいん} 駅員が お手伝いすることで すばやく 乗り降りを することが できます。



しょくいん てった ほうほう まな **職 員が お手伝いの 方法を 学ぶために**

職員が お手伝いの 方法を 学ぶ 研修は 1 回だけで 終わりにするのではなく 何回も しましょう。

がなせの 建てた 後も すべての人が 使いやすいように しておかなければ いけません。

たてもの おとず ひと かいてき す **建物を 訪れた人が 快適に 過ごせるように しておきましょう**。

◆よい 例

- ・受付には 聴こえない人が 伝えたいことを 紙に 書けるように 紙と ペンを 準備している。
- ・通路には 物を 置かず 通りやすくしている。
- ・品物を 置く 棚の高さは 車いすを使っている人も 使える 高さとしている。
- ・入口の ドアに 「 $\mathring{\mathbf{T}}$ マーク」を貼り、「 $\mathring{\mathbf{T}}$ が 不自由な お客様と $\ddot{\mathbf{T}}$ できる」ことが お店に 入る前に わかるように している。
- ・大切な お知らせを 声だけで 知らせると 耳の不自由な人は 聴こえません。 なかの不自由な人のために 大切な お知らせを 文字で 表示します。

◆よくない 例

- ・車 いすを 使っている人に 対して 車 いすに 乗ったまま 建物に入れないと って 建物を使うことを断る。

ばりぁふりー じょうほう **バリアフリーの 情報**

建物を 使う人が あらかじめ 建物の エルベーターや 車いすを でっている 人用の トイレなどの バリアフリーの 情報について 入手することが できるよう 建物の バリアフリーの 情報を ホームページなどで 公表していくことが 大切です。

◆公表する 内容の 例

- ・エレベーターが あるか どうか
- ・車 いすを 使っている 人用の トイレが あるか どうか
- ・車 いすを 使っている 人用の 駐車場が あるか どうか

ばり あ ふ り ^{ー ほう} ふくし 6 **バリアフリー法と 福祉のまちづくり 条 例の 手続きが 必要な** 施設に ついて

バリアフリー法では 高齢者 障がい者が 建物を 自由に 安心して 使えるよう たてもの りょかくしせつ どうろうがいちゅうしゃじょう こうえん 建物・旅客施設・道路・路外駐車場・公園について 整備することを 推進しています。 このガイドラインでは 建物について 解説しています。

A 手続きが 必要となる施設と 手続きの 内容について

ボリアフリー法と 福祉のまちづくり 条例は 新たに 建物を建てるときや 増築 などをするときには 建物の用途と 規模によって

- (イ)定められた 整備基準を 守らなければいけない 施設
- (ロ) 定められた 整備基準を 守る努力が 必要な 施設 のどちらかに 当てはまる 場合があります。

(イ)定められた整備基準を 守らなければいけない 施設について

(ロ)整備基準を 守る努力が 必要な 施設について

(イ)に 該当しない 建物で 多くの人が 利用する 建物は 整備基準を きゅうない 必要です。

ばった。 詳しくは37ページを ご覧ください。

7 バリアフリー法と 福祉のまちづくり 条例を まtb 守らなければいけない 建物の 用途と 規模

次の 表に 示す 用途と 規模の 建物を 建てようとするときは ボッカップリー法と 福祉のまちづくり 条例を 守らなければいけません。

まっと 用途	。 規模
学校 ***********************************	すべて (令 第18条 第1項 (令 第18条 第1項 (令 第18条 第1項 (令 第18条 第1項 (本 第 1
古貨店、マーケット その他の 物品販売業を 営む たんぽ 店舗 一次に 食店 一次に 食店 一型髪店、クリーニング取次店、質量、貸衣装屋、銀行 その他 これらに 類する サービス 業 を 営む たんぽ たんぽ では、クリーニング取次店、質量、 質衣装屋、銀行 その他 これらに 類する サービス 業 を 営む たんぽ 店舗	はいます。 こうけい 床面積の 合計 200平方メートル以上 れい だい じょう だいこう (令 第18条 第1項 かくこう おが よう けいる を号に 掲げる経路 (階と
ロ はどうしゃしゅうりこうじょう ふとくてい 自動車修理工場 (不特定 かつ 多数のものが りょう 利用するものに 限る。)	階との間の 上下の 移動に がか

# ラと 用途	。 規模	
けきじょう かんらんじょう えいがかん また えんげいじょう 劇場、観覧場、映画館 又は 演芸場	ゆかめんせき ごうけい	
でんじじょう 展示場	床面積の 合計	
じどうしゃ ていりゅう また ちゅうしゃ 自動車の 停留 又は 駐車の ための 施設 いっぱんこうきょう (一般公共の 用に 供される ものに 限る。)	500平方メートル以上	
まてる また りょかん ホテル 又は 旅館		
たいいくかん すいえいじょう ぼ ー り ん ぐ じょう た 体育館、水泳場、ボーリング場 その他 これらに むりょう また ゆうぎじょう 類する 運動施設 又は 遊技場	phydhate ごうけい 床面積の 合計	
^{こうしゅうよくじょう} 公衆浴場	1, 000平方メートル以上	
じどうしゃきょうしゅうしょ また がくしゅうじゅく かどうきょうしつ 自動車教習所 又は 学習塾、華道教室、 いごきょうしつ た るい 囲碁教室 その他 これらに 類するもの		
	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計	
**うどうじゅうたく 共同住宅(※)	2, 000平方メートル以上	
	また	
	ゅかめんせき ごうけい 床面積の 合計	
寄宿舎	2, 000平方メートル以上	
	また 又は 住戸の数 50以上	

ちゅうい 注意

この表に 掲げる 特別特定建築物には 仮設建築物を 含まない。

「公共用歩廊」は特別特定建築物のため 2,000平方メートル以上で 基準を守らなければ ならない。

※2,000平方メートル未満 かつ 住戸の 数 20戸から 49戸に おいては もじょうかい ある 出入口 (地上階に 住戸がなく 当該 建築物に エレベーターが 設置されている 場合は 地上階に ある 当該 エレベーターの 出入口) までの ボリアフリー化のみ 求める。

ばりあふり - ほう ふくし パリアフリー法と 福祉のまちづくり 条例 を守る 努力が ひつよう たてもの ようと き ぼ 必要な建物の 用途と 規模

次の 表に 示す 用途と 規模の 建物を 建てようとするときは ばりをうり 一ほう ねくし ボリアフリー法と 福祉のまちづくり 条例を 守るよう 努力しなければなりません。

ょうと 用途	* ^{ε ε} 規模
しゅうかいじょう ゆかめんせき へいほう め ー と る いじょう 集会場(床面積が 200平方メートル以上の	
^{しゅうかいしつ} 集会室が あるものを除く)	
事務所	
まるしうりしじょう 卸売市場	ナベア
下宿	すべて
きゃぱれー りょうりてん ないとくらぶ だんすほーる たヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他	
これらに類するもの	
こうじょう じどうしゃしゅうりこうじょう のぞ 工場(自動車修理工場を除く)	
ひゃっかてん まーゖっと た ぶっぴんはんぱいぎょう いとな 百貨店、マーケット、その他の 物品販売業を 営む	
てんぽ 店舗	
飲食店	ゆかめんせき ごうけい
りはってん くりーにんぐとりつぎてん しちゃ かしいしょうゃ ぎんこう 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行	床面積の 合計 ^LVほうめ - とるみまん 200平方メートル未満
その他 これらに 類する サービス業を 営む 店舗	200平万メートル未満
じどうしゃしゅうりこうじょう ふとくてい たすう もの りょう 自動車修理工場(不特定 かつ 多数の者が 利用する	
ものに 限る)	

用途	規模
はきじょう かんらんじょう えいがかん また えんげいじょう 劇場、観覧場、映画館 又は 演芸場	
でんじじょう 展示場	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
じどうしゃ ていりゅうじょう また ちゅうしゃ しせつ 自動車の 停留場 又は 駐車のための施設	う00平方メートル未満
いっぱんこうきょう ょう きょう (一般公共の用に 供されるものに 限る。)	
ホテル 又は 旅館	
たいいくかん すいえいじょう ぼ ー り ん ぐ じょう た 体育館、水泳場、ボーリング場 その他 これらに	
類する 運動施設 又は 遊技場	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
^{こうしゅうよくじょう} 公衆浴場	1, 000平方メートル未満
じどうしゃきょうしゅうしょ また がくしゅうじゅく かどうきょうしつ い ごきょうしつ 自動車教習所 又は 学習塾、華道教室、囲碁教室	
その他 これらに 類するもの	
	ゅかめんせき ごうけい 床面積の 合計
きょうどうじゅうたく 共同住宅	2, 000平方メートル未満
	かつ 住戸の数 20未満
	ゅかめんせき ごうけい 床面積の 合計
きしゅくしゃ 寄宿舎	2, 000平方メートル未満
	かつ 住戸の数 50未満
こうきょうようほろう	ゆかめんせき ごうけい 床面積の 合計
公共用歩廊	2, 000平方メートル未満

ウンようたてもの
たてもの
と
力
は
見
を
力
の
大てもの
と
カスラと
と
カスラと
大でもの
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
大でもの
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスラと
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン
カスティン

この話し合いを 事前協議と いいます。

すべての人が 円滑に 建物を 利用できるよう ご協力を お願いします。

	ょっと 用途	** ^{うぎさき} 協議先
しゅうかいじょう ゆかめんせき 集会場(床面積が 200平方メートル以上の しゅうかいしっ 集会室が あるものを 除く)	すべて	
火葬場		
こんびにえんすすとあ コンビニエンスストア(※1)	床面積の合計 へいほう めーとる 100~200平方メートル	
事務所	味があんせき ごうけい 床面積の合計 へいほうめ ー と る いじょう 500平方メートル以上	
たんすほーる ダンスホール	phがんせき ごうけい 床面積の合計 ^いほう め ー と る 1,000平方メートル いじょう 以上	しちょうそん 市町村
りはってん くりーにんぐとりつぎてん しちゃ かしいしょうや 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、 まんこう また るい まって びょうぎょう 銀行 その他 これらに 類する サービス業を 営む 店舗	physicate こうけい 床面積の合計 50~200平方メートル	
こうじょう じどうしゃしゅうりこうじょう のぞ 工場(自動車修理工場を除く)	(はいけん) はいます につけい 床面積の合計 へいほうめ ー とる 3,000平方メートル いじょう 以上	
でんじゃ じいん きょうかい 神社、寺院、教会 その他 これらに 類するもの	(ログランド・ロック (ログランド) (ログランド・ロック (ログラン) (ログランド・ロック (ログラン) (ログランド・ロック (ログラン) (ログランド・ロック (ログラン) (

まっと 用途		*************************************
はようぼうぼうだい じょう だい こう きてい 消防法第8条の2 第1項に 規定する		
地下街		
とうろほう だい じょう だい こう きてい どうろ 道路法 第2条 第1項に 規定する 道路		
(%2 • %5)		
としけいかくほう だい じょう だい こう きてい 都市計画法 第4条 第12項に 規定する		
開発行為により 設置される 公園 (※3)		
ゅうえんち どうぶつえん また しょくぶつえん 遊園地、動物園 又は 植物園(※4)	すべて	大阪府
こうわんほう だい じょう だい ご だい ごう 港湾法 第2条 第5項 第9号の3に		
まてい こうわんかんきょうせいびしせっ りょくち 規定する 港湾環境整備施設である 緑地		
かいがんほう だい じょう だい こう きてい 海岸法 第2条 第1項に 規定する		
かいがんほぜんしせっ 海岸保全施設のうち、護岸、砂浜 その他		
^{こうしゅう} りょう 公 衆 の 利用のため 整備されるもの		

- - 2 専ら 自動車の 交通の 用に 供するもの 法第2条 第九号に まていする 特定道路 及び 都市計画法 第32条 第1項 又は 第2項の 規定による 協議において 高齢者 障害者等が 安全 かつ なる 利用できるかどうかの 確認が 行われるものと 知事が

^{みと} 認めるものを 除く。

- 3 都市計画法 第33条 第1項 第二号に 掲げる 基準に 従って 設置されるものに限り 同法 第32条 第1項 又は 第2項の 規定による 協議において 高齢者 障害者等が 安全かつ 容易に りょうがいしゃとう かどうかの 確認が 行われるものと 知事が 認めるものを 除く。
- 4 都市公園法 第2条 第1項に 規定する 都市公園に 設けられる 公園施設であるものを 除く。
- 5 次の市町は 「歩道」に関する 事前協議を 省 略 する。

まあきかし きかいし とよなかし たかつきし すいたし せっつし ひらかたし ねゃがわし 大阪市・堺市・豊中市・高槻市・吹田市・摂津市・枚方市・寝屋川市・

もりぐちし かどまし ひがしおおさかし や お し 守口市・門真市・東大阪市・八尾市

かしわらし まつばらし はびきのし ふじいでらし とんだばやしし いずみし たかいしし かいづかし 柏原市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・和泉市・高石市・貝塚市・

いずみさのし せんなんし はんなんし 泉佐野市・泉南市・阪南市

のせちょう とよのちょう くまとりちょう たじりちょう みさきちょう 能勢町・豊能町・熊取町・田尻町・岬町

けんちくぶつ いどうとう えんかつか きじゅん 10 建築物 移動等 円滑化 基準

A 建築物 移動等 円滑化 基準が 適用される 範囲

不特定 かつ 多数の人が 利用し 又は 主として 高齢者 障がい者等が 利用する 部分は 整備しなければ なりません。

ただし 多数の人が 利用する 建物においては 多数の人が 利用する 部分を整備してください。

B 建築物 移動等 円滑化 基準の 種類

はんちくぶつ いどうとう えんかつか きじゅん つぎ しゅるい 建築物 移動等 円滑化 基準には 次の 3種類が あります。

いっぱんきじゅん **一般基準**

でいりぐち ろうか かいだん えれ ベー たー べんじょ 適用される 範囲にある 全ての施設 (出入口・廊下・階段・エレベーター・便所・ 動地内の通路・駐車場等)が対象となります。

(ロ)移動等 円滑化 経路

こうれいしゃ しょう しゃとう じゅう あんしん りょう けいろ 高齢者 障がい者等が 自由に 安心して 利用できる経路を 言います。

次の(1)から (3)の 経路のうち それぞれ一以上を 移動等 円滑化 はいる 経路に しなければ なりません。

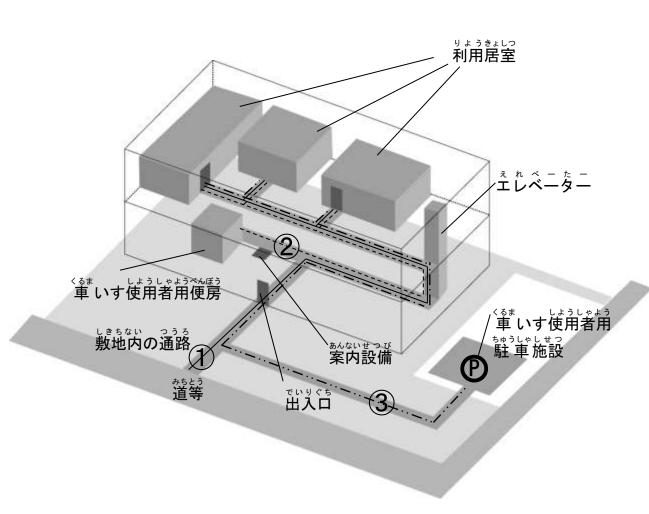
- (1) 道等から 利用居室
- (2) 車 いす使用者用便房から 利用居室

- (3) **車 いす使用者用駐車施設から** 利用居室
- (ハ) 視覚 障害者 移動等 円滑化 経路

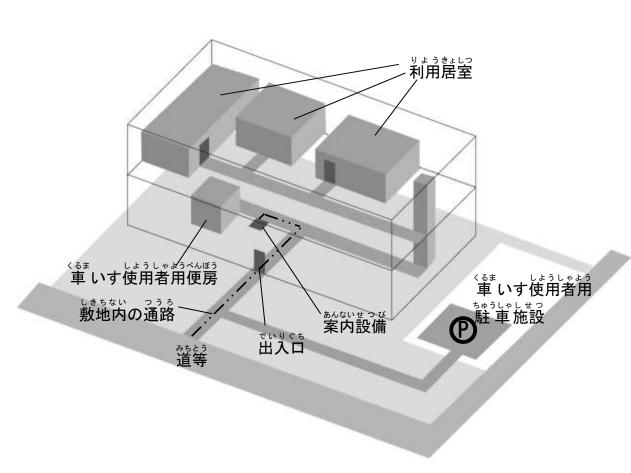
次の (1) と (2) の 経路のうち 少なくとも 一つは 視覚障害者 ^{いどうとう} ^{えんかっか} けいる 移動等 円滑化 経路にしなければなりません。

- (1) **道等から** 案内設備まで
- (2) **道等から** 案内所まで

◆図6 移動等 円滑化 経路の イメージ



◆図7 視覚障害者 移動等 円滑化 経路の イメージ



しかくしょうがいしゃ いどうとう えんかつか けいろ せいれい だい じょう じょうれい だい じょう 視覚障害者 移動等 円滑化 経路(政令 第21条・条例 第24条)

> みちとう 道等から 案内設備

さんこう **参考にした資料**

- じょうほうていきょう
 ・わかりやすい情報提供のガイドライン発行:全国手をつなぐ育成会連合会
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成28年度 (一部 書き加えています)

へんしゅう こくどこうつうしょう はっこう ひと けんちく じゅうたくすいしんきょうぎかい 編集:国土交通省 発行:人にやさしい建築・住宅推進協議会

· 3ページ、15ページ 図

ないかくぶ こうきょう さー び すまどぐち 内閣府 公共 サービス窓口における 配慮マニュアル (一部 書き加えています)

· 4ページ、25ページ 図

くにこうきょうこうつう が い ど ら い ん いちぶ か くわ 国 公 共 交通ガイドライン (一部 書き加えています)

- * 10 ペー じ しゃしん はんきゅうでんきてつどうかぶしきがいしゃ 10ページ 写真6 阪急電気鉄道株式会社
- * 1 0 ペー じ しゃしん にしにほんりょかくてつどうかぶしきがいしゃ 1 0 ページ 写真 7 西日本旅客鉄道株式会社
- ペーじ こみゅにゖーしょんぼーど せいふてぃーねっとぷろじぇくとよには ・21ページ コミュニケーションボード セイフティーネットプロジェクト横浜
- 30ページ 写真 京阪電気鉄道株式会社

おおかな けんちく ま けんちく しどうしつ けんちく き かくか ふくし かしん く 6 - ダ 大阪府建築部 建築指導室 建築企画課 福祉のまちづくり推進グループ

ままかしずみの メ (なんこうきた さきしまりしゃ こ す も た ち - かい 〒 5 5 9 - 8 5 5 5 大阪市住之江区南港北 1 - 1 4 - 1 6 咲洲庁舎 (さきしまコスモタワー) 2 7 階

電話番号 06 (6210) 9717/FAX番号 06 (6210) 9714

メールアドレス kenchikushido-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

ルールページ http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html

(おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり)